



安心の広場

福岡本部 福岡市中央区舞鶴3丁目6番23号
〒810-0073 サンハイツ舞鶴306号
TEL092-737-2345 FAX092-737-0500

筑紫出張所 筑紫野市二日市中央5丁目3番16号
〒818-0072 丸明ビル106号
TEL092-921-2130 FAX092-403-2238

糸島支所 糸島市前原東2丁目1番31号
〒819-1122
TEL&FAX092-332-3977

NPO法人宗像 宗像市東郷2丁目1番43号
〒811-3436 櫻井店舗101号
TEL0940-72-1104 FAX0940-72-1105

NPO法人久留米 久留米市城南町16番5号
〒830-0022 二宮ビル103号
TEL&FAX0942-27-6122

NPO法人熊本 熊本市中央区上林町1番28号
〒860-0847 上通センタービル305号
TEL096-288-3292 FAX096-288-3293



Munakata
Fukuoka
kurume
Kumamoto

住みなれた街ですつと暮らすために

目次	理事長挨拶	2頁	会員・支援者の広場	9頁
	広場に寄せて	3頁	新会員獲得&告知板	11頁
	第22回通常総会の開催	4頁	事件処理表	12頁
	トピックス	8頁		

理事長挨拶

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット

理事長 豊留 一



本年度の第二十二回通常総会が、六月二十日に多数のご来賓・会員の皆様にご参加いただきまして開催されました。

安心サポートネットは平成十六年に設立され、森山彰理事長には二十年間理事長として頑張っていたいただきまして、しっかりとした当法人の基礎を作っていたいただき大きく育てていただきました。令和六年四月二四日に森山理事長がご逝去されまして、私と樋口副理事長がその後を引き継がせていただき、二年間

やつてこられましたのは、しっかりとした基盤があり、理事・監事の方々、会員の皆様に支えていただきましたからでございます。

改めまして皆様に心から感謝申し上げます。

令和七年度の事業活動につきましては、重点目標に第一、任意後見移行型を基軸とした受任体制の整備・拡大、第二、人材の確保と育成、第三、地域後見の推進を掲げて活動いたしました。

第一の目標は、「任意後見移行型システム指針」の理解の促進と移行型の受任に向けての習熟・訓練に併せ、移行型締結に伴うメリットの理解を深めるための取り組みを行いました。これらにより、契約締結数は順調に増えております。

第二の目標は、残念ながら新会員の増員はできません

でした。今後とも会員の増員活動、後見人実務研究会・各プロジェクト活動の活性化に地道に取り組む必要があります。

第三の目標については、令和七年九月六日に「NPO法人高齢者・障がい者安心サポートネット宗像」が設立され、八月九日に糸島支所を開設しました。これにより福岡都市圏及び熊本市の地域後見の体制が整いました。今後は安心サポートネットグループの各NPO法人が市民後見人としての自己研鑽・鍛錬を積み実力をつけることで、それぞれの地域でなくてはならない存在になつていく必要があります。

令和八年度の事業活動につきましては、令和七年度とほぼ同じ重点目標を掲げております。目標達成のためには、従来の取り組みに加えて特に次のような取り組みを行います。

(一) 当法人は「身上保護重視の後見」を掲げて後見事務を行っております。任意後見移行型の契約も順調に推移しており、支援を必要と

される方が着実に増えております。一方で会員の高齢化が進んでおり、当法人の活性化のためには多くのボランティア精神の旺盛な方に職務担当者として活動いただく必要があります。今年度は経験の浅い方でも活動していただけるように育成方法の検討、体制づくりを行います。具体的には、プロジェクトの「初心者後見人支援の会」で初めて職務担当者になる方の指導・育成を図るとともに、初めて職務担当になる方を指導するサポーターの育成も図りたいと思います。

(二) 会員の増加を図るには市民後見人育成研修が効果的です。来年度は第六回市民後見人育成研修を予定しておりますので、今年度はそのための準備に入ります。それまでは会員の方々には新規会員獲得にご協力をお願い申し上げます。

(三) 法人事業の啓発・宣伝につきましては、昨年度から宣伝媒体であるホームページを、分かりやすく使いやすいホームページに全面的に改訂する作業を続けておりま

す。今年度の早い時期に一般の方にも当法人の活動内容が一目でわかりやすいものにして相談・会員増に結びつくようなホームページを公開します。

(四) 業務・組織・文化のDXも進めます。DX研究会も「AIDX」と改称しましてAIの最新情報を収集し、実際の業務に応用していきます。今年度は、これまでのAI活用を進化させるとともに、AIの適用範囲を広げていきたいと考えています。

会員の皆様には、当法人の重点目標達成のために活動いただきますようよろしくお願い申し上げます。



広場に寄せて

「NPO法人高齢者・
障害者安心サポート
ネット糸島支所」開設
に込めた思い

前糸島市議会議員

松月 よし子



○ 地域後見の実現を 目指して

初代理事長・森山彰氏が掲げた「地域後見の実現」「身上保護重視の後見」という志は、次期理事長・豊留一氏へと確かに受け継がれています。その理念を地域で具体化する取り組みのひとつとして、糸島地区では令和七年十月、「NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット糸島支所」が開設されました。これも、ひとえに、地

域や人と人とのつながりを大切に思い、志を同じくしてくださった皆様のご支援とご協力、そして豊留一理事長の後押しがあったからこそ実現したものです。

糸島支所の開設により、市民後見人の育成、相談支援、地域への啓発活動を継続的に進めるための拠点が整いました。加えて、糸島にお住まいの方々とつながりながら活動を広げていくためのコミュニケーションの場も新たに生まれました。このことは、理念を地域に根づかせるための大きな一歩であり、今後の発展が期待されるものです。

糸島支所が所在する糸島市は、人口約十万四千人（令和八年現在）を擁し、中心部は賑わいを見せる一方、周辺部では高齢化が進んでいきます。こうした地域特性をもつ糸島市は、「支え合う社会」や「地域後見」を実現していくうえで、大きな可能性を備えた心豊かな地域です。糸島支所の開設を機に、高齢者や障がいのある方々をはじめ、日常生活に不安を抱える方々が住み慣れた地域で自分らしく

暮らし続けられるよう、周囲の温かな理解と支えがさらに広がっていくことを願っています。

○ 地域で暮らし続ける ための支援のあり方

高齢者や障がいのある方々をはじめ、日常生活に不安を抱える方々が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けるためには、周囲の理解と支えが欠かせません。専門職による支援に加えて、日々の小さな不安や生活の細部に寄り添い、継続的に関わる地域の支えも必要とされています。こうした背景から、地域に根ざした生活者の視点で支援を行う「市民後見人」の役割は、近年ますます期待されています。

○ 市民後見人の役割と 期待

市民後見人は、法制度に基づく後見業務を担うと同時に、生活者としての視点を踏まえ、本人の意思や尊厳を尊重しながら支援を行う存在です。専門職による支援とあわせて、生活に身近な立場か

ら継続的に寄り添うことで、日常生活の細やかな不安を解消する役割を担います。

加えて、市民後見人は「支える側」と「支えられる側」という固定的な関係を越え、互いの人生を尊重し認め合う関係性を築く役割も担っています。また、活動を通じて福祉の心を育み、法的な視点も磨きながら、地域における共生社会の実現に寄与することが期待されています。

○ 糸島支所が担う今後の 方向性と期待に向けて

糸島支所では、「NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット」の理念に基づき、市民後見人の育成や相談支援など、「地域後見の実現」に向けた取り組みを一歩ずつ進めようとしています。そのためには、多様な人材の確保や研修体制の充実、経験の蓄積など、取り組むべき課題も少なくありません。

今後は、糸島支所を活動の拠点として、研修や情報共有の場、さらには地域とのコミュニケーションを深める場としての機能を高めていくことが

大切です。市民後見人として活動に関心を寄せる方々の輪が広がり、あわせて、互いに敬意をもつて支え合う関係性が育まれ、地域における後見活動の発展につながる場として、「NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット糸島支所」は核となつて今後ますます期待される場となることと思います。

※ 法人名における「障害者」 表記について

本記事に記載している「NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット」は、法人の正式名称に基づき、そのまま表記しています。福岡県及び糸島市では、人に寄り添う表現として「障がい者」を使用していますが、法人名については「障害者」と定められており、名称を変更することはできません。そのため、本記事では法人名に限り、法令に基づく表記を使用していることをご理解いただければ幸いです。

第二十二回 通常総会の開催

令和八年六月二十日(土)
午後二時から、福岡市立心身障がい福祉センター「あいあいセンター」七階大研修室において、正会員総数一一三名中、出席者六四名(会場出席者三十名、委任状・表決書提出者三四名)が出席のもと、第二十二回通常総会が開催されました。

豊留理事長挨拶

当法人は平成十六年に設立され、森山前理事長には創立以来二十年間理事長として、しっかりと当法人の基礎を作っていたくださるに大きく育てていただきました。森山前理事長ご逝去後、二年間支障なく運営できましたことは、これまでのしっかりした基盤があり、そして理事・監事の方々、会員の皆様に支えられてきましたからでございます。改めて皆様から感謝申し上げます。

本日の総会におきましては、議案を十分審議いただき、有意義な総会になるようよろしくお願い申し上げます。



令和8年6月20日(土) 第22回 通常総会 あいあいセンター

審議事項

総会では、「第一号議案」令和七年度事業報告及び決算諸表の承認の件、「第二号議案」令和八年度事業計画案及び活動予算案の承認の件、

「第三号議案」令和八年度プロジェクトチームの課題と編成の承認の件、以上の三議案が斎藤議長のもとで審議され、全議案とも原案通り全員一致で可決承認されました。

令和七年度事業の 取り組み成果

一事業の取り組み

当法人がこれまで掲げてきた「成年後見制度の活性化」の着実な継承を図るべく、これまで一貫して堅持してきた四つの「活動指針」、「地域後見の推進」と「身上保護重視の後見」の二大基本理念、三つの「安心サポートネットワークの文化」を基礎に、次の重点目標を定めて、事業計画を実施してきた。

第一 任意後見移行型を基軸とした受任体制の整備・拡大
第二 人材の確保と育成
第三 地域後見の推進

二 任意後見移行型を基軸とした受任体制の整備・拡大

移行型システム指針の理解の促進と移行型の受任に向けての習熟・訓練に併せ、

今年度は、特に移行型締結に伴う様々なメリットについて理解を深めるための取り組みが行われた。これらにより、移行型の契約締結数は対前年度比で二・二倍の伸びを示している。

(一) 相談件数

昨年に引き続き、福岡本部では福岡市東区、西区、早良区、それに糸島地区で実施。宗像地区では宗像地区研究会が実施。また、筑紫出張所では、筑紫野市、春日市で実施。相談事件は、筑紫野市以外は総じて低調に推移した。

(二) 一般事件の受託状況

ア 第一種事件
七年度は合計三六三件、対年度比一〇四・三%の伸びを示した。

イ 任意後見移行型契約の受託状況

七年度は福岡本部八件、筑紫出張所八件、宗像出張所六件であった。

ウ 七年度末までの受任者数は三一五人、その内、本人死亡等による終了者数は二

四六人である。したがって、今年度の後見人等就任数は、昨年度の六四人に対し六九人であった。

(三) 「任意後見移行型システム」の理解促進と活用

任意後見移行型は、「身上保護重視」と「意思決定支援」の観点から、分かり易い「図解画面」及び「リーフレット」による説明と本人の意思、選好を把握するための「契約締結資料」に基づき、最大限「自己決定権の尊重」の理念に沿うよう運用されてきている。

また、この移行型の受任は、遺言支援や死後事務委任契約の締結にも結び付き、財政基盤の安定化に寄与するので、その受任の増加に努めてきた。

ア 移行型システムの理解と利用促進については、任意後見研究会において、当法人の「システム指針」を処理マニュアルとして、その理解と活用促進が図られており、相応の効果を上げている。また受任の習熟訓練についても、同研究会に

において、「図解図面」やリーフレットによる説明及び「契約締結資料」による本人の意思確認のノウハウの取得について、一定の効果をj得ることができた。

イ啓発・宣伝の充実については、広報誌「安心の広場」、「広報リーフレット」、「ホームページ」等を活用しているが、ホームページについては、全面的な見直しを検討中である。

ウ安心サポートネット基金の充実と活用

令和七年五月一日付で、「複雑困難な事例に対する二人体制」、「新任の職務担当者に一定期間、経験者を付ける複数担当者制」、「見守りサポート制」などを盛り込んだ「安心サポートネット基金規程」が改正、施行された。この改正を受け、本年度は一件受任、二件目が受任に向けて進行中である。

(四) 経常収益

七年度の経常収益は、一三、三二七、八八〇円であり、対前年度比〇・七三倍の漸

減となっている。これは主に寄付金と事業収入の収入減によるものである。

三人材の育成

人材の育成は、後継者の育成を含め、当法人の喫緊の課題である。この実現には、各種研修の充実、プロジェクトチームの活動の活性化等の施策に少しずつでも忍耐強く取り組む必要がある。

(一) 後見人実務研究会

当法人を代表する研究会で、原則毎月一回の割合で開催。今期は、外部講師による講演と、職務担当者が抱える具体的な事例を題材とした全員参加型（グループワーク方式）による研修を実施して、会員の「後見マインド」の向上に努めた。

(二) プロジェクトチームの活動

ア本部拠点チーム

「任意後見研」は、任意後見移行型の受任拡大に向けて、グループワーク方式により受任拡大に向けての習熟・訓練を行うとともに、移行型締結に伴う様々なメ

リットについて理解を深めるための取り組みが行われた。「障害者後見支援基金」の支出基準を含む「安心サポートネット基金規程」の改正を受け、「親なき後問題」に対する移行型の受任拡大に向けて、「親なきあと相談室」のメンバーと同相談室の活性化を図ることを含め、広報の在り方等について検討した。また、委任者の方々から好評の任意後見受任者との親睦会も盛会裡に開催した。

「初心者後見人支援の会」は、初心者指導をできる担当者j養成する研究会に移行することとし、今年度は開催されなかった。

「業務のデジタル推進研」

は、昨年四月から家庭裁判所の後見等事務報告書が全国統一化されたことから、報酬付与申立書や後見等事務報告をAI（人工知能）を活用して作成する仕組みができないか試行した。また、任意後見移行型契約書の自動作成については、その検討を進め、テスト運用まで実施した。

イ地域拠点チーム

それぞれ課題を抱えながら、相応の活動を行って成果を挙げている。

筑紫野市成年後見制度研究会は、二ヶ月に一回のペースで年六回、協議問題の協議や部外講師による講座等による研究会を開催。

宗像地区成年後見研究会は、新法人設立に多大なエネルギーを要する中、成年後見講座、実務研修など、初期の目的は果たせたものjと考える。無料相談会は、メイトム宗像では十分な広報活動はできなかったが、事務所での常設相談会は増加傾向にある。

糸島地区成年後見研究会は、今年度、地域の要請を受け開設された糸島支所において、二ヶ月ごとに無料相談会を開催。

(三) 会員の増強と組織の充実

会員年齢の高齢化や新設されたNPO法人への移行等による会員数の減少を受け令和九年度に市民後見人育成研修を開催し、会員の増強と組織の充実を図っていきたい。

(四) 安心サポートネットの文化の醸成と定着

地域住民の多様なニーズに応え、信頼される業務処理を行うためには、事業遂行のあらゆる場面で、また、各会員の会話の中で、自然に「安心サポートネットの文化」が語られることが望ましい。令和六年度は、「後見人が承知しておくべき各種申請手続き（特に介護事務）」についての研修会を開催し、会員に対する啓発を行ったが、今年度の啓発等は行えなかった。



四「地域後見」の推進

(一) NPO法人宗像誕生、当法人糸島支所開設

「地域後見」の推進の見地から、令和七年十一月二十七日、宗像地区にNPO法人宗像が誕生、令和八年一月十一日に創立総会が開催され、実質的な事業がスタートした。また、糸島地区においても、令和七年八月九日、当法人の糸島支所が開設された。

(二) 市民後見NPOとの連携・協調

成年後見制度を担う市民後見人を育成し、その活動を支援する目的を達成するためには、市民後見NPOとの連携協調が不可欠である。その目的のため、相互に広報誌の配布や情報の交換を行ってきた。

(三) 地域における行政との協働

地方自治体との協働については、筑紫野市から相談業務と筑紫野市研の運営を受託している。

(四)「安心サポートネット・グループ」の運用

ア「安心サポートネット熊本」への支援

安心サポートネット熊本の自立に向けた処理体制づくりに資するため、これまで同様、当法人の後見実務研や任意後見研の参加等を通じ、事件受託業務の支援、ノウハウの提供等を行ってきた。

イ「安心サポートネット久留米」への支援

令和五年八月、久留米地区において市民後見NPOが設立、事業を開始したことを受け、同法人が自立して事件受託をし、処理可能になるよう事件受託業務の支援、ノウハウの提供等、全面的な支援を行ってきた。

ウ「安心サポートネット宗像」への支援

令和七年十一月、宗像地区において市民後見NPOが設立。今後、同法人が自立して事件受託をし、処理可能になるよう事件受託業務の支援、ノウハウの提供

等、全面的な支援を行ってきたい。

エ「安心サポートネット地域生活」への支援

当法人が受託している死後事務や生活支援事務の一部を必要に応じ再委託により支援を行ってきたが、今期は全体で百二十万円弱の委託を行った。

令和八年度事業の重点計画が決まる

一事業の取り組み

令和八年度は、当法人がこれまで掲げてきた「成年後見制度の活性化」の着実な継承を図る「四つの活動指針」をキーコンセプトとするともに、三つの「安心サポートネットの文化」を育みながら、強い使命感和実践力を持って、地域住民のニーズに応えられるよう本事業計画の実現に取り組みたい。

基本的には過去数年間の実績と、これからの状況を踏まえ、次の重点目標を掲げ実施する。

【重点目標】

第一 任意後見移行型を基軸とした受任体制の整備・拡大

任意後見移行型を基軸とする受任体制の整備拡大策は、法定後見と異なり、自己決定権の尊重の理念に適合する上、副次的には、遺言支援や死後事務委任契約の締結にも結び付き、これまで当法人の財政基盤の安定化に寄与してきたので、今期も引き続き本施策を推進することとする。

他方、法定後見も地域住民に一定のニーズがある以上、そのニーズに応える必要があり、法定後見に多い親族後見の支援にも一定の配慮が必要である。

次の項目について、改善と充実を図る。

- (一) 特設相談業務の改善
- (二) 移行型締結システムの理解の促進と受任の習熟・訓練
- (三) 啓発・宣伝情報の充実
- (四) 業務のDXと規定整備
- (五) 基金の充実と活用

第二 人材の確保と育成

人材の確保と育成は、後継者の育成を含め、当法人の喫緊の課題である。

人材の確保と育成につながる次の施策を講じて、その促進を図りたい。

- (一) 後見人実務研究会
- (二) プロジェクトチームによる活動の推進
- (三) 人材の確保と育成

・令和八年度は、任意後見移行型の前段階である見守り契約の積極的な活用を図りながら、職務担当者の育成と活用にも配慮したい。

・今年度は来年度開催予定の市民後見人育成研修に向けた準備を行う。

- (四) 安心サポートネットの文化の醸成と定着

第三 地域後見の推進、充実

次の項目について、後見支援体制や連携協調の充実を図る。

- (一) 市民後見NPO等との連携・協調
- (二) 行政との協働

(三)「安心サポートネット・グループ」の運用

・「NPO法人成年後見安心サポートネット熊本」

・「NPO法人成年後見安心サポートネット久留米」

・「NPO法人高齢者・障がい者安心サポートネット宗像」

・「NPO法人地域生活・死後事務安心サポートネット」

・安心サポートネット糸島支所

本年度のプロジェクトチームの課題と編成について

プロジェクトチームは、本法人の直面する課題について、調査・研究を行い、相応の成果を得る活動を行うものである。令和八年度は次の通り編成された。

「任意後見研究会」

チームリーダー 樋口健児
サブリーター 高原勝利、

福村金子、大家廣明、松永崇

(一) 任意後見移行型の受任

拡大に向けての習熟訓練

(二)「安心サポートネット基金

規程」の改正を受けて、任意後見移行型の積極的な活用

方法等の検討

(三) 任意後見委任者の方との親睦を図る会の継続

(四) 任意後見移行型について

の業務の修得は、現代の少子・超高齢・核家族の時代、高齢者・障がい者の方々などに貴重な「安心」と「福音」をもたらすことができる、やり甲斐に満ちたものです。

皆さんの積極的な参加を期待しています！

「初任者後見人支援の会」

チームリーダー 豊留 一
サブリーター 原田隆行

福村金子

令和八年度の初任者後見人支援の会は、身上保護の事例を中心にした研究会に衣替えしたいと思っています。新任

の職務者担当者を希望される方、相談・指導役を希望される方など、多くの方に参加

していただきまして会の活性化を図りたいと思いますので、奮ってご参加ください。

令和八年度の活動方針は次の通りです。

(一) 業務部が担当している処理案件の中から身上保護に関するテーマを選び、具体的

な後見事務処理方法を学ぶ。

また、相談・指導役の指導レベルの統一化を図る。

(二) 後見事務の処理方法を学ぶ。

ア 基本帳票の「後見事務処理日誌」及び「収支計算書」を正確に記載できるようにするための指導を行う。

イ 法定後見の家裁への新報酬付与申立て、後見事務報告書の作成指導、任意後見移行型の本人及び任意後見監督人への定期報告書の作成指導を行う。

ウ 「後見事務処理日誌及び収支計算書作成の手引」を使って、後見事務の基礎知識を修得する。

「業務AIDX推進研究会」

チームリーダー 原田隆行
サブリーター 畑諒太、

福村金子、松永崇

今年度は、これまでのA I活用を進化させると共に、業務・組織のワーク

シヨップを中心に開催し、A Iの適用範囲を広げること

を考えていきます。

(一) これまで作成した業務フローチャートの項目から、

「重要度」「影響度」に分類し、優先順位をつけてデータベース化する等のP D C Aを回すことで進めたい。

(二) 前期準備した安心サポートネット専用サイト「NotebookLM」の活用と適用範囲を検討していきたい。

(三) 任意後見契約移行型の作成推進

(四) 会員ページの活用について

このような研究会に参加してみませんか！

「各地区における成年後見制度研究」

当法人は、地域後見の実現を目的として、各地域の拠点づくりを推進しています。令和八年度も、筑紫野、糸島市の各地区に「成年後見制度研究会」を設置し、各研究会では、それぞれの実情に即し、それぞれの課題に挑戦していく予定です。

各地区の皆さんは、是非とも各地区研における拠点づくりに参加して、大いに活躍されることを期待しています。

(一) 筑紫野市成年後見制度研究会

チームリーダー 西田勝彦

筑紫野市の協働受託事業（講演、研究会、相談会）について、当法人の独自の相談計画を加えて実施し、より一層地域住民の信頼を高めた

と考えています。

なお、研究会は年六回開催していますが、この活性化が課題です。

皆で創意工夫をして、初級者向けの講演会を含め、研究会の活性化を実現したいと考えています。

(二) 糸島地区成年後見研究会

チームリーダー 豊留 一
サブリーター 恒任フミエ

令和七年度に、地域の皆様の強い要望を受け、「糸島支所」を開設いたしました。

これを糸島地区の成年後見研究会の活動拠点として参

ります。当面の活動は、従来通り二ヶ月に一回、無料相談会を開催します。相談者の

継続する相談は糸島支所で行い、受託につなげたいと思

います。



また、糸島支所&糸島地区
成年後見研究会の存在を地
域の皆様にご認知していただく
必要があります。糸島支所&
成年後見研究会のチラシを
作成して、糸島市役所・支所、
社会福祉協議会、地域包括支
援等センター等高齢者・障害
者の相談窓口にてPR活動を行
います。

今年度は、無料相談会開催
日の終了後、成年後見研究会
を開催いたします。糸島地区
成年後見研究会の活性化を
図り、糸島市の高齢者・障
がい者の皆様のお役に立つ活動
を行いたいと思います。

トピックス

海洋散骨に参列して

正会員 大家 廣明

この度お見送りしました
甲さんは、平成十八年に当法
人に相談にいられており、そ
の当時の記録によれば、満州
からの引揚者で子供や身寄
りもなく、ご夫婦で東京から
糸島市に引っ越してこられ、
近くに知人もいないとのこと
でした。そこで、ご夫婦とも当
法人との間で財産管理等委
任契約、任意後見契約及び死
後事務委任契約を結び、晩年
を当法人に委ねることにした
ようでした。当初は見守りだ
けでしたが、平成二八年に奥
様がお亡くなりになり、委任
契約の効力を発効して、身上
に寄り添った支援をするなど
の環境を整え、元気で過ごさ
しにいられておりましたこと
ろ、本年二月に九五歳でお亡
くなりになりました。当法人
が死後事務をお世話するに
あたり、同委任契約を確認し
たところ、「…生前の甲の指

示により博多湾内において
散骨をするものとします。」と
ありましたので、甲さんのご
遺志を尊重し、散骨の手配を
することとしたものです。

故人には親族や親しい知
己もおられませんでしたの
で、理事長以下私を含め六名



博多湾での海洋散骨

の会員が参列して、故人を悼
むこととしました。散骨当
日、姪浜渡船場には十五人乗
り程度のクルーザータイプの
船が停泊していました。船尾
に簡易な祭壇が作られてお
り、真ん中に献花に包まれる
ようにして、故人の遺骨が粉

末状にして入れてある紙袋が
人数分に小分けして置いてあ
りました。船は、能古島を通
り過ぎ志賀島に近づいたところ
で停船し、散骨業者の葬祭
ディレクターにより散骨のセ
レモニーが始まりました。

はじめに、理事長が海に献
酒して、めいめいが遺骨の入っ
た紙袋を海に流して礼拝し
ました。紙袋は特殊な水溶性
でできており、あつという間に
海中に消えていきました。そ
れから、一人の会員が代表し
て海に献水した後、めいめい
が祭壇に献花してあつた花を
海に撒きました。ひとしきり
して、全員で黙祷して、セレモ
ニーは恙無く取り終えまし
た。海面(うなも)には色とり
どりの美しい花びらが悠久の
旅立ちを惜しむかのようにい
つまでも揺蕩っていました。樹
木葬が土に還るといふ思いか
らなら、海に還るといふ故人
のご遺志も宜なるかなと、感
慨に浸りながら、志賀島を後
にしました。

このたびは、ご本人の思い
を丁寧に汲みとって死後事務
委任契約を結ぶだけではな
く、お亡くなりになった場合

には、ご遺志にできる限り沿
うような弔いをしていただく
人の姿勢を肌で感じることが
できた貴重な経験となりました。
合 掌

日本成年後見法学会 第二十三回学術大会 に参加して

正会員 松永 崇

五月三十日(土)、日本成年
後見法学会が東京都新宿区
の早稲田大学小野記念講堂
において、統一テーマを「成年
後見改正法案の意義と課題」
として開催され、四つの基調
講演と特別講演の後、パネ
ルディスカッションが行われ
ました。成年後見制度は二、〇
〇〇年四月に始まりました
が、大幅な見直しによる法改
正は今回が初めてのため関
心も高く、多くの参加者で会
場は満席の状態でした。

今回の見直しは、単なる後
見三類型の整理に留まるもの
ではなく、「個人の尊厳と意
向の尊重」を明確にして、本人
が必要とする支援内容に応
じて制度を選択できる本人
中心型支援への転換が示され

ています。

改正のポイントは、①後見・保佐・補助の三類型を廃止して補助制度に一元化 ②包括的な代理権等の付与を廃止し、必要に応じた特定 of 法律行為に絞って代理権を付与(特定補助制度) ③本人が亡くなるまでやめられないで続いていたのが、必要がなくなれば途中で終了できる。④原則、不正がない限り交代できなかつたが、本人の利益のために交代が認められやすくなる。

従来、成年後見制度は判断能力が低下した後、保護・支援するための制度と理解されているが、本人がこれまで築いてきた生活や財産、社会や地域とのつながりをできる限り継続させるための制度として捉えることが重要になってきている。今後の民法等改正のスケジュールは次のようになっている。

令和八年六月三十日

民法等の一部を改正する法律が成立

令和九年四月

地域権利擁護相談支援センター(中核機関)施行

(令和九年夏頃、自治体で試

行的に事業を開始検討)

令和十年四月

新たな第二種社会福祉事業施行

同年五月十四日

家事事件手続きのデジタル化開始

同年夏から秋頃 成年後見

制度の見直しに係る改正民法施行(予定)

会員・

支援者の広場

「今も、時々……」

正会員

日野 淨子

平成二十九年四月、森山理事長が首を少し傾けて「あのね、職務担当をやってこらんと仰った。何がなんだか分からないまま、職務担当辞令を拝命し、Iさんより職務を引き継ぎ、八年が終わり、九年目が始まった今年四月十日、保佐人として担当している八七歳のOさんの入所施設より電話があつた。「本人の様子がいつもと違うので受診します」というので「よろしくお願

します、施設利用請求書受け取りもありますので後ほど伺います」と特段のこと無く電話を終え、一時間ほど後かかりつけ医院へ行く。診察室で点滴を受けておられたので、「気分はどう? 痛いところある?」とお声掛けすると、一寸弱音ではあつたが何時ものとおりの「元氣よ、元氣、 बीもない」「朝ごはんは食べたね?」「うん、美味しかった」と応えて下さつた。しかし、診察の結果緊急搬送にてSSH病院へ入院となり、そこでの検査の結果危篤状態であることが判明した。担当医から危篤状態の原因を伝えられ、親族に知らせるよう依頼されたので、常日頃のキーパーソンである姪御さんと義弟に電話をかける。お二人が揃つたところで担当医から原因、本人の現状態(医師の表現で、身体がアップアップの状態と言われた)では手術はリスクでしかないと伝えられた。それを聞いたお二人の意思が同じであつたので、その旨を医師に伝える。酸素吸入等の処置後病室に移り、三人で見守る。この間に理事長に経緯の報告をする。十八時となつたので

病院側と緊急時の連絡方法の確認をして、各々帰宅する。

二十時四四分病院より本人の脈拍停止の電話がある。親族が到着するまで待つていくてくれるよう要請し、お二人に連絡をし、病院へ行く。三十分ほどでお二人が揃つたので、死亡の確認をした。そして理事長に報告をする。お葬儀のことなど全く考えてなく、親族も「心当たりがない」と仰るので、当職が以前使用した斎場を提案して了承を頂いたので、そこへ遺体の引き取りの電話をし、二十一時に退院して遺体を安置し、仮通夜とした。

あつ、という間に、本当にあつてなく八年間の職務が終了した。毎月、施設利用料請求書の受取、病院への支払い、施設の地域運営推進会議等、三回程度の訪問と本人の自宅の管理を先述のお二人と共にやってきていたのです。が……。安心サポートの会員として何年もいろいろな研修を受けてきたけれど、それが身に備わり、則つて職務ができたかどうか……。

ビートルズの歌に「NOW

AND THEN」というのがあるが、時間が経つにつれ、歌詞の内容が身に沁みる。被保佐人の方、親族のお二人、安心サポートの方々に出会い、サポートしていただき、泣いたり笑つたりしながらの八年間でした。とつても有難い経験をしたこと、出会つた方々に心より感謝申し上げます。



上原春代さんの創作人形展に同行して

正会員 川内 邦子

私は、安心サポートに入会して、まだ駆出しではありませんが、今回理事長から機会を頂き、当法人の利用者（見守りの段階）である上原春代さん（九五歳、福岡市在住）の職務担当者になりました。この度、上原さんが唐津市の旧唐津銀行で開催された「第二十七回唐津のひいな遊び」に創作人形を出展され、令和八年二月二十一日に同行させて頂きましたので、ご紹介いたします。

この唐津のひいな遊びは、「唐津は古くから大陸からの入り口として栄え、長い歴史の中で豊かな文化が育まれました。その文化の中で残された『おひな様達』があります。唐津市内の五会場に唐津の歴史と文化を表すおひな様達を展示し、その歴史的建造物と共に鑑賞していただくイベントです。」

なお、旧唐津銀行は、重厚・荘厳なレトロな洋館であり、歴史を十二分に醸し出す建物でした。上原さんの作品は全てが細部に渡り、技術の高さが窺

え、顔の表情の最も大切な目線はどの角度から見ても上品さが伝わり、感情物語を勝手に想像してしまいます。テーマは、「歩んだ時の数だけここに咲く表情がある」とされ、「九十余年の歩みの中で作り続けてきた人形たち。ひとつひとつに思いを込めた小さな命が皆さまの心に優しく寄り添いますように。」とあるが、さらに継続して力強さが心に届くようである。マスコミからのインタビューでは、「昔作った作品だけど、この作品に何か感じ取ってもらえると嬉しい」という控えめの言葉があった。実際の作品を見ていると、布の質感や筆から描かれる線の太さに細やかさが感じられる。

数々の入選作品は、人間国宝である野口園生に師事し、和・洋両面の対照的な中に自由と個性が観る側に多面的な視点や醍醐味を提供させてくれます。いずれにしても心を奪われます。

最後に、この作品展には長く作品を保管していた方や梱包、搬入などに多大な人数と手間を要し、展示に辿り着いたと聞かれています。また過去には作品

の破棄を考えたことがあり、それにも関わらず展示する方向に努力を重ねる、粘り強さ、地道な努力と行動力に感動いたしました。

今、二十七点作品の人形が長く眠っていた期間から世間に公開されたいという人間には見えない人形の力が集約されていたのかもしれない。



上原さんを囲んで



サポートネット基金 を充実しよう!

困窮して障害者後見や任意後見の
利用が困難な人達の支援が目的。
是非とも、基金への拠出を呼びか
けよう!

【個人】
永本 孝子様
豊岡 実様
中尾 敦子様
(令和七年十一月一日〜
令和八年四月三十日まで)

正会員加入者

当法人が更に二層充実、発
展の道をたどるためには、会
員の増強は必須です。新会員
獲得に向けて、皆様方の更な
るご協力をお願いいたしま
す。

新会員獲得

福岡市	福岡市	福岡市	筑紫野市	福岡市	筑紫野市	福岡市	福岡市
豊留 一 五万円	匿名希望 百万円	匿名希望 百万円	匿名希望 二万円	匿名希望 五万円	豊留 一 五万円	匿名希望 一万円	吉松 隆 一万円

告知板

寄付者紹介 (敬称略)

有難うございました。ご寄
付をいただいたお気持ちを
大切に活かしてまいります。
(令和七年十一月一日〜令和
八年四月三十日まで、NPO
安心サポート福岡受領分)

正会員、賛助会員募集のお知らせ!

賛助会員を募集!
成年後見人制度の
活性化に尽力する当法人
をご支援願います。

**応募詳細はホームページ
に記載しています。**
<http://anshin-net.jp/>



正会員を募集! 高齢者・障害者の福祉を支えるやり甲斐のある
お仕事です。心から歓迎します。



筑紫野市
匿名希望
六百元
合計九名
金 二二五万六百元

基本理念・活動指針・文化

基本理念

- 地域後見の実現
- 身上保護重視の後見



活動指針

- ◆ 個人の尊厳の保持と自立の支援
- ◆ ボランティアを視野に入れた非常利活動
- ◆ ネットワークを活用
- ◆ 公的サービスを分担



文化

第一

市民後見人として
自己研鑽・鍛錬

第二

支え合いによる
地域共生社会の
実現へ

第三

ニーズの把握と
スピード感による
適切な対応



正会員 永松 肇様
本年八年三月四日に
ご逝去されました。
永らく障がい研メンバーと
して、また職務担当者として
もご活躍されました。
心よりお悔やみ申し上げ
ますとともに、ご冥福をお祈
りいたします。

訃報



令和8年4月末日現在

※第1種（ ）書きは、取下げ等により年度途中で終了したもの。＜内数＞

※第2種（ ）書きは、中途死亡・任期满了等により終了したもの。＜内数＞

特定非営利活動法人 高齢者・障害者安心サポートネット

令和8年4月30日 現在

(単位：円)

(注記) 使途等が制約された寄付金等の内訳

使途等が制約された寄付金等の内訳は以下の通りです。当法人の正味財産は145,836,703円ですが、そのうち143,426,299円は損害賠償準備金と安心財団・つどい基金事業と障害者支援基金事業に使用される財産です。したがって使途が制約されていない正味財産は2,410,404円です。

(単位:円)

の新たな名称を「酷暑日」に決定・発表しました。熱中症患者のおよそ半数以上は六五歳以上の高齢者といわれています。高齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能や体の調整機能も低下しているので十分注意していきましょう。

編集担当として、多くの方にご寄稿いただきましたことに、心から感謝申し上げます。（松永 記）